

## 「安曇野市景観条例」改正（素案）の概要

### 1 改正の主旨

景観計画の改定に合わせて、条例制定からこの間の制度運用上の課題等を精査し、条例の目的を達成及びより円滑・適正な制度運用のために必要と判断したため、以下の内容について変更します。

### 2 改正の概要

#### （1）景観づくり重点地区の導入

##### ■「景観づくり推進地区」に代えて「景観づくり重点地区」を位置づける。

【理由】景観づくりの基本基準において、同一エリア内でも地域・地区単位で独自に数値基準を定めるなど、よりきめ細かな景観づくりの推進を強化するため。

例えば、景観づくり住民協定地区を重点地区に指定することも可能であり、協定によるルールの担保力が高まるため。

#### （2）事前協議制度の導入

##### ■一定規模以上の行為を対象に、届出よりも前（事業計画が固まる前）の段階で、市との事前協議を義務づける。

###### ＜対象規模＞

- ・高さ：20m超
- ・建築面積：1,000 m<sup>2</sup>超
- ・敷地面積：5,000 m<sup>2</sup>超\*

※建築物の建築及び工作物の建設の用に供する開発で戸建て宅地分譲を除く。

【理由】景観への影響が大きい一定規模以上の行為（大規模行為）については、土地利用条例に基づく開発事業の案の提出（特定開発事業にあっては特定開発事業の素案の提出）の60日前までに市との協議を行うことで、行政が事業者に対し、良好な景観づくりの観点から必要な配慮事項や地域が大事にしている景観に関する留意事項等を伝え、より適切な行為内容にしてもらうため。

#### （3）景観重要眺望点指定制度の導入

【理由】景観計画への「景観重点眺望点」の位置づけに伴う追加で、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等と同様に、景観重要眺望点の指定による効力や指定等の手続きを明示するため。

#### （4）その他

■標識設置の義務を景観づくり重点地区のみに限定化したうえで、設置後、完了届の提出を義務づける。

【理由】一定規模以上の開発事業については、別途、土地利用条例に基づく標識設置の義務があることや、景観条例において標識設置がもたらす効果・効用と事業者の負担のバランスを鑑み、全エリア・全物件に標識設置を義務付ける必要性は低いと考えられるため。また、完了届の提出については、当該設置義務の確実な履行と確認を行うため。

■届出対象行為の行為規模を「建築面積」から「床面積」（延べ床面積）に変更する。

【理由】建築基準法による、建築確認申請の対象規模と整合を図るため。

■改定に伴う年次などの字句の修正や、上記（1）～（4）の改正、景観計画の改定、その他実情に合わせて、字句・文言、図表等を修正・整理する。